

輝く介護

第18号

2009年(平成21年)
7月7日発行

特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構
連絡事務所 〒247-0061 鎌倉市台 2-8-1 台在宅福祉サービスセンター内
TEL0467(46)0788 Fax0467(46)0059

<http://www.kamashien.com> e-mail jimu@kamashien.com *イラスト/溪川ゆう子(アトリエ溪)

福祉と医療の連携

鎌倉市医師会副会長 井口 和幸(井口内科医院)

『福祉と医療の連携』と謂われてだいぶ経ちますが未だにこのテーマが話題になります。別の言い方をしますと『介護と医療』と言えらると思ひます。問題の本質は何か？ 実は簡単なことだつたと思ひます。つまり医療と介護は本質的に同じもので医療に含まれる分野ですから医療と介護に連携と言ふ言葉は必要なかつたのでは、と思ひます。医療保険・介護保険と政策的に分けてしまつたことが事の始まりです。とは言つて現実には医療と福祉の関係、連携はなかなかうまくは行つていません。最大の要因は医療側が介護・福祉に積極的に関わらない事です。医療としての介護を理解し介入することが全体として出来ていないからだと思ひます。一人の患者さんにとって医療も介護も総合的に必要なことです。別々にアプローチして夫々が連携すると思へるから連携が出来ないのではないのでしょうか。介護側の人も医療としての介護を理解する必要があると思ひます。更に言へば医療側、特に医師は患者さんの病気だけを診るのではなく、その方の全体を診て診療しなくてははいけません。そのために必要な医療と介護を考え提供することが重要です。ここに『医療と福祉(介護)の連携』の鍵があると思ひます。お互いにその所をもう一度考えればいいかと思ひます。最後に、総合的医療として夫々の役割を果たして行くことが基本だと思ひます。

認知症？ そう思つたら・・・

高齢化が著しく進む昨今、認知症についての関心が高まっています。最近急に物忘れが多くなつてきたが、もしかして・・・？ 家族の様子がちよつと変だ、認知症ではないか？？ そんな思いを持たれてる方もいらつしやるかもしれません。もちろん、老化による物忘れということもあるかもしれませんが、認知症は放つておくと症状が悪化する為、早期発見・早期治療が大切です。認知症は、早期に治療すれば進行を緩やかにすることもできるので、認知症？ そう思つたら、迷わず医師に相談しましょう。また、鎌倉保健福祉事務所(TEL:0467-24-3900)では、医師や保健師が認知症に関する相談を受けています。

保険料はどのようにして決まる？

平成 12 年度に介護保険制度がスタートしてから 4 回目の計画の見直しが行われ、21 年度から介護保険料が改定されました。

介護保険料はどのように決められたのでしょうか。介護保険制度スタート時には制度について頻りに話題になりましたが、最近あまり取り上げられず、保険料についてもよくわからない方が多いのではないのでしょうか。そこで、介護保険制度の基本と保険料の決め方を改めて振り返ってみます。

制度や保険料は 3 年ごとに見直しが行われる

介護保険制度の仕組みを決めるのは国ですが、運営するのは市町村(保険者)です。法律により、制度は 3 年ごとに見直すことになっています。国の見直しに合わせて、これまで各市町村では、平成 12 年度から 3 年間ずつ介護保険サービスの量の見通しを立てて「介護保険計画」を定め、その都度、それに見合う介護保険料を決めてきました。

介護保険は「助け合い」の制度

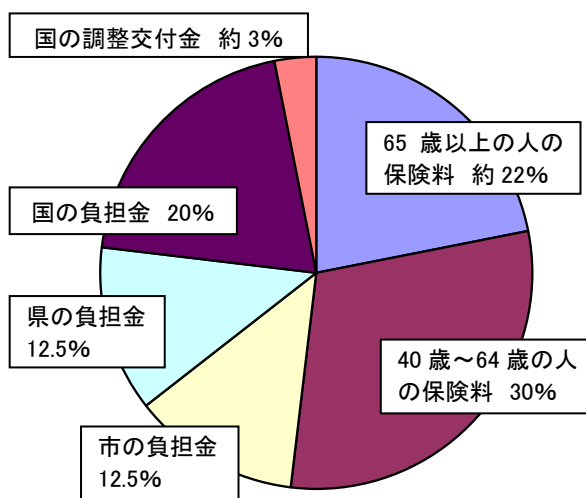
介護保険の財政は、40 歳以上の人々の保険料と国・県・市の税金からの負担金により賄われ、それぞれの割合は決まっています。介護保険を使っても使わなくても、全ての 40 歳以上の人々が所得等に応じた保険料を支払うことにより、介護保険サービスを使う人を支える「助け合い」の制度なのです。

65 歳以上の人(第 1 号被保険者)の保険料は市で決める

右の円の全体は、21 年度から 23 年度までに使われる介護保険サービスの給付に必要な経費です。扇形のそれぞれが負担する割合は定められていますから、円の大きさが大きくなればなるほど、65 歳以上の人々の保険料は高くなります。

一方、40 歳～64 歳までの人は医療保険と一緒に介護保険料を支払います。

市の負担金は、鎌倉市の一般会計から支出されます。また、国の調整交付金は、鎌倉市の高齢者比率や所得階層などにより算定されます。



65 歳以上の人々の保険料の改定

市担当課に、今年の保険料改定について伺うと、「基準額を決めるときに介護給付等準備基金を取り崩して保険料の上昇を抑えた。保険料の段階をこれまでの 8 段階から 13 段階にして所得に応じて保険料を負担してもらえようにした。また、保険料の上昇には、要因のひとつとして介護従事者の処遇改善のための介護サービス費改定があるが、このうちの一部には国の交付金が投入されている」との話でした。

65歳以上の人の保険料

平成21年度から23年度の介護保険料(基準額は第5段階で月額3,840円、年額46,080円)

所得の状況			平成21～23年度			
			段階	割合	月額	年額
生活保護受給者・世帯非課税の老齢福祉年金受給者			第1段階	基準額×0.40	1,536円	18,432円
本人が市民税非課税で	同じ世帯にいる人全員が市民税非課税	本人の課税年金収入+語形所得金額が80万円以下	第2段階	基準額×0.45	1,728円	20,736円
		第2段階に該当しない人	第3段階	基準額×0.65	2,496円	29,952円
	同じ世帯に市民税課税者がいる	本人の課税年金収入+語形所得金額が80万円以下	第4段階	基準額×0.95	3,648円	43,776円
		第4段階に該当しない人	第5段階	基準額×1.00	3,840円	46,080円
本人が市民税課税で	本人の合計所得金額が150万円未満		第6段階	基準額×1.15	4,416円	52,992円
	本人の合計所得金額が150万円以上200万円未満		第7段階	基準額×1.25	4,800円	57,600円
	本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満		第8段階	基準額×1.35	5,184円	62,208円
	本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満		第9段階	基準額×1.60	6,144円	73,728円
	本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満		第10段階	基準額×1.70	6,528円	78,336円
	本人の合計所得金額が700万円以上1000万円未満		第11段階	基準額×2.00	7,680円	92,160円
	本人の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満		第12段階	基準額×2.25	8,640円	103,680円
	本人の合計所得金額が1500万円以上		第13段階	基準額×2.45	9,408円	112,896円

* 介護保険料についての問い合わせは先、鎌倉市高齢者いきいき課(61-3949 直通)です。

元気が一番

介護保険料は使われる介護保険サービスの量の見通しから決まるのですから、みんなが使う介護保険サービスが少なければ介護保険料も安くなることとなります。高齢になっても元気で過ごせれば、本人も幸せです。そのために、こんなことを心掛けてはいかがですか。

- 生活習慣病にならない、なっていたら改善する。
- 規則正しい生活と、バランスの取れた食事に気をつける。適度の運動をする。
- 自分の暮らす地域などで仲間を作り、毎日を楽しく過ごす。

『輝く介護』16号(平成20年11月発行)で特集しましたが、地域では自治町内会や地区社会福祉協議会などが中心になり、「いきいきサークル」や「〇〇サロン」といった集まりが開かれています。仲間作りや健康作りのためにのぞいてみてはいかがでしょうか。

かまくら地域介護支援機構 各種委員会等の活動報告

当機構は、介護保険サービスを快適に利用するために、情報提供の充実、介護サービスの質の確保や向上を目的に、鎌倉市とサービス利用者である市民、サービス提供事業者の三者が協働で平成 11 年 5 月に設立、平成 14 年 9 月に特定非営利活動法人の法人格を取得しました。以下の委員会が設置され事業を行っています。

平成 11 年発足以来、かまくら地域介護支援機構では各種委員会等を設置して、市民にとって介護保険サービスがより使いやすいように、そして良質のサービスを受けることが出来るように、様々な活動を行ってきました。その間、介護保険制度の改正等もあり、それに伴い当機構の活動内容も多岐多様にわたってきたため、今年度より下記のような体制で事業を推進していくことになりました。この新体制によって、これまでよりも一層活発に、また時代に即した活動をしてまいります。各委員会等の活動内容にご興味のある方は、第 1 面に記載の連絡事務所までお問い合わせ下さい。皆様の積極的なご参加をお待ちしています。

情報提供委員会

★介護サービスの情報の収集と提供

機関紙『輝く介護』の発行。ホームページ（介護保険情報・ケアマネ空き情報ほか）の運営。新規介護認定者への情報提供しおり「介護さーびず・なび鎌倉」の発行。【医療と介護の地域情報なび かまくら】第 2 版は NPO センター、市社協および市内書店等で頒付中（500 円）

医療と福祉の地域ケアシステム委員会

★医療関係者と福祉関係者のネットワークづくり

医療関係者と福祉関係者が連携して、よりよい介護サービスを提供できるよう、年間 2～3 回「医療と福祉のネットワーク会議」を開催して顔の見える関係づくりを進めています。7 月 29 日には薬の飲み方等をテーマにシンポジウム形式で第 9 回「医療と福祉のネットワーク会議」を行います。

福祉資源ネットワーク委員会

★介護保険関係機関のネットワークづくり

介護保険サービスを提供する事業者がネットワークを形成して、情報交換や資質向上等を図る手助けをします。現在は下記の鎌倉ケアマネ連絡会、訪問介護事業者連絡会が活動していますが、今後は通所介護事業者連絡会等も設置していきたいと考えています。また、必要に応じてサービス評価部会も設置していきます。

鎌倉ケアマネ連絡会

★ケアマネジャー相互の連携と研鑽

ケアマネジャーによる個人登録制の連絡会で現在会員約 140 名。月例勉強会や研修会を通じて介護保険制度の要となるケアマネジャーの資質向上を図っています。広報部会では、年間 2 回機関紙を発行しています。また神奈川県より介護支援専門員専門研修Ⅱ（20 時間）の指定を受けて、10 月・11 月に実施する予定です。

訪問介護事業者連絡会

★訪問介護事業者の連携と研鑽

今年 3 月に訪問介護事業者の連絡会が発足しました。今後は、必要に応じて情報交換や研修等を行い、サービスの質の向上に共に取り組んでいきます。

介護保険サービスの苦情相談室

★苦情相談室の運営

8 人の相談員が定期的に施設を訪問し、利用者の要望や苦情を伺い、施設や鎌倉市への橋渡しを行っています。今年度は 8 カ所の介護老人福祉施設と 6 カ所のグループホームを訪問しています。